

災害共済給付制度の対象とする一定の基準を満たす認可外保育施設の職員配置基準

認可外保育施設については、多種多様なものがあることから、それぞれの類型に対応する認可施設等に移行中で、一定の職員配置基準を満たすものを、災害共済給付制度の対象に追加する。

○現在の災害共済給付制度の対象

(参考:認可施設・事業の基準)

施設・事業の類型	職員数	職員配置
認可保育所	運営基準 (0歳3:1 1, 2歳6:1 3歳20:1 4歳以上30:1)	全て 保育士
事業所内保育事業 (定員20人以上)	認可保育所の運営基準 と同じ	全て 保育士
小規模保育事業A型	認可保育所の運営基準 +1名	全て 保育士

○今回、災害共済給付制度の対象に追加

【認可外保育施設の基準】

認可外保育施設の類型 (認可施設等に移行中)	職員数	職員配置
認可保育所に類するもの	左に同じ	6割以上 保育士
事業所内保育事業(定員20人以上) に類するもの	〃	6割以上 保育士
小規模保育事業A型に 類するもの	〃	6割以上 保育士

施設・事業の類型	職員数	職員配置
小規模保育事業B型	認可保育所の運営基準 +1名	1/2以上 保育士
事業所内保育事業 (定員19人以下)	認可保育所の運営基準 +1名	1/2以上 保育士

認可外保育施設の類型 (認可施設等に移行中)	職員数	職員配置
小規模保育事業B型に 類するもの	左に同じ	
事業所内保育事業(定員19人以下) に類するもの	〃	

施設・事業の類型	職員数	職員配置
小規模保育事業C型	3:1 (補助者あり5:2)	家庭的 保育者
家庭的保育事業	3:1 (補助者あり5:2)	家庭的 保育者

認可外保育施設の類型 (認可施設等に移行中)	職員数	職員配置
小規模保育事業C型に 類するもの	左に同じ	
家庭的保育事業に 類するもの	〃	